

自見先生からのご寄稿いただきました

参議院議員 自見はなこ 活動報告

「国民医療の発展に向けて」



成育基本法が施行されました

新年明けましておめでとうございます。日本医師連盟の先生方におかれましては、旧年中のご厚情に深く感謝申し上げます。ともに、二〇二〇年も何卒よろしくお願い申し上げます。

産後ケア法案成立のお知らせ

成育基本法の施行に先立ち、二〇一九年十一月二十九日、参議院本会において「母子保健法の一部を改正する法律案」(産後ケア法案)が全会一致で可決・成立しました。



11月14日、成育基本法推進議員連盟総会に厚生労働大臣政務官として出席し、産後ケア事業について厚生労働省からの説明を行いました



11月28日、産後ケア法案が参議院厚労委員会で可決され、提案者の盛山正仁衆議院厚労委員長と記念撮影



11月29日、参議院本会議で産後ケア法案が成立

後ケア法案が全会一致で可決・成立しました。本法案は、これまで市町村の予算事業として行われてきた「産後ケア事業」を初めて法制化するもので、産後の子育てを孤立させず、「町中の実家」と呼べるような産後ケア施設(二十床まで・生後一年まで利用でき、医療機関への併設や空床利用も可能)を整備することを市町村の努力義務としています。産後ケア法案は、二〇一八年の成育基本法成立の際、児童福祉法の改正法案として趣旨説明が行われたものを、超党派で議論を重ね、十一月十四日に開催した超党派「成育基本法推進議員連盟」(会長：河村建夫衆議院議員、事務局長：自見はなこ)でも審議し、母子保健法の改正法案として成立を

目指すことで合意がまとまりました。無事成立できたことを心から感謝申し上げます。二〇二一年度に行われる本法により、産後ケア事業が全国に普及し、母子愛着形成、少子化対策、虐待予防などに資する機能を発揮していくことを大きく期待しております。そのために必要な施設整備費の予算獲得に向けても注力して参ります。

「医師養成の過程から医師偏在是正を求める議員連盟」総会、大臣申し入れ

二〇一九年九月二十六日に開催された厚生労働省「地域医療構想に関するワーキンググループ」において、高度急性期もしくは急性期の病床をもつ公立・公的医療機関のうち約三割に当たる四百二十四病院が再編統合など、二〇二五年の地域医療構想を踏まえた具体的対応方針の再検証を要請する対象とされ、その病院名が公表されたこと

で、地域医療提供体制の今後に対する不安の声が上がりました。こうしたなか、地方の声をしっかりと聞き、今後のあるべき医療提供体制について議論を深めるため、十一月六日に「医師養成の過程から医師偏在是正を求める議員連盟」(会長：河村衆議院議員、事務局長：自見)第六回総会を開催しました。講師にお招きした平井伸治鳥取県知事(全国知事会社会保障常任委員会委員長)からは、地域医療を支える公立・公的病院の重要性と改革への取り組みのご説明、地域の実情に即した対応を国に求めている旨のご報告をいただきました。



「医師養成の過程から医師偏在是正を求める議員連盟」大臣申し入れ。高市総務大臣への申し入れには、全国自治体病院協議会の小熊豊会長も駆けつけてくださいました

また、医学部高学年の二年間と、研修医の二年間をより一っそうシームレスに連携させ、四年間で一般臨床能力の高い医師を養成して、将来的には臨床研修二年目で地域医療における卒の充実にも貢献するという当議連における設立趣旨の実現に向け、日本医学会の門田守人会長からご挨拶いただきました。また、全国医学部長病院長会議から松村明医学教育委員会委員長、国立大学附属病院長会議から瀬戸

泰之東京大学医学部附属病院長、日本私立医科大学協会から炭山嘉伸副会長、小山信彌業務執行理事をお招きして、国への要望等のヒアリングを実施しました。各先生方からも、医学部教育と研修医のシームレス化を求めるお声をいただきました。総会での議論を踏まえ、「地域医療の安定のための医師養成制度改革」に関する要望書を取りまとめ、十二月二日、萩生田光一文部科学大臣、加藤勝信厚生労働大臣に、十二月六日、高市早苗総務大臣に申し入れを行いました。要請事項は、次の四点です。

1. 卒前教育の臨床実習において、医学生が行える臨床上の手技の範囲について検討し、診療参加型実習を強化すること。Student Doctorの法制化を行い、2024年からの医師の働き方改革に間に合うべく、質の高い医師養成のための改革を進めること。

2. 医師国家試験の抜本的な見直しを含め医学部教育と臨床研修をシームレスにつなぐ、医師養成過程とすること。具体的には、①共用試験(CBT、OSCE)を公的なものにする、②診療参加型臨床実習の実質化を図り、

3. 卒後二年目での地域医療研修を半年を目途に義務化すること。併せて、Student Doctorの賠償責任保険の加入、医療安全教育の充実等、医療提供側・患者側が共に安心して医療を受けられる環境を整備すること。

4. 文部科学省においては大学の病院の医局に対し、2024年からの医師の働き方改革により教育・研究体制にどのような影響が出るのか、また人員調整を含めた対応をするのかについて早急に調査を実施し、地域医療に対する影響を分析すること。今後、医師法等の改正について議論を深めて参ります。要望事項が早期に実現できるよう、地域医療を担う先生方のお声を聞きながら、着実に進めて参りますので、引き続きご指導ください。また、引き続きご指導をお願いします。

Student Doctorとして学生が行う行為を法的に担保する、③医師国家試験を抜本的に見直し、その出題は診療参加型臨床実習に則したものに限定し、共用試験(CBT)との差別化を図ること。

二〇一八年十二月に成立した、脳卒中・循環器病対策基本法が二〇一九年十二月一日に施行されました。本法は、尾辻秀久先生、石井みどり先生を中心とした、超党派の議員連盟「脳卒中対策を考える議員の会」で取りまとめた議員立法です。二〇二〇年度中に厚生労働省に「循環器病対策推進協議会」を設置し、政府は「循環器病対策推進基本



12月10日、超党派「脳卒中・循環器対策フォローアップ議員連盟」(仮称)設立準備会にて、日本循環器学会、日本脳卒中学会、日本脳卒中協会の先生方と



11月18日、台風19号の被災状況視察で、橋本岳副大臣とともに、政務官として福島県相馬市を訪問。写真は、宇多川の増水により破損した配水管などの当時の被災状況について説明を受けているところ